

目 次

	I 趣旨	
I	趣旨	1
	II 総則	
II-1	制度の目的	2
II-2	連携機関	3
II-3	連携の内容	3
II-4	連携の従事者及び取扱者	3
II-5	連携の方法	4
	III 情報収集について	
III-1	情報収集	5
III-2	情報の内容	6
III-3	連絡票の作成	6
III-4	本人への通知	7
III-5	保護者への連絡	8
III-6	教育委員会への報告	8
	IV 情報提供について	
IV-1	情報提供	9
IV-2	情報の内容	11
IV-3	連絡票の作成	11
IV-4	本人への通知	12
IV-5	教育委員会の協議	13
	V 個人情報保護の徹底	
V-1	秘密の保持	14
V-2	連絡票の管理の徹底	14
V-3	制度の検証	15
	(別紙)	
	送付書 (様式 I, II, III)	16
	(参考資料)	
	健全育成を推進する連絡票	17
	フローチャート	18

I 趣旨

本制度は、横須賀市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象に、市教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とするものである。

本市においても、近年、児童・生徒に係る様々な課題はますます多岐にわたるとともに複雑化してきており、学校だけの努力では解決が難しい問題が増えている状況である。

これまで、学校と警察は、一般的な情報交換と協議の場である、学校・警察連絡協議会等を活用して連携を行ってきたが、このような少年の非行・犯罪被害等の問題については、学校と警察とが緊密に連携し、個々の児童・生徒の諸問題に対して具体的に取り組むことがより重要になっている。

学校と警察が緊密に連携して個々の児童・生徒の健全育成を支援するためには、市教育委員会と警察が「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携制度」を構築し、厳正なルールの下、相互に必要な最小限度の児童・生徒の個人情報を提供して、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることが必要である。

今回、横須賀市が本制度の実施におけるガイドラインを作成することによって、個人情報の取扱いについてのルールを明確にし、本当に必要な場面が生じたときに、学校と警察との連携を図ると共に、個人情報の取扱いについての透明性も確保される。

児童・生徒の「健全育成」、「非行防止」及び「犯罪被害防止」という学校と警察との共通の目的に加えて、「教育的配慮」という視点も忘れることなく本制度を活用することで、このシステムを確立した意義を深めたい。

Ⅱ 総則

Ⅱ-1 制度の目的

[協定書]

(目的)

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

[実施要領]

(目的)

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

本制度は、横須賀市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象に、横須賀市教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的としている。

しかし、教育委員会としては児童・生徒の「健全育成」、「非行防止」及び「犯罪被害防止」という学校と警察との共通の目的に加えて、「教育的配慮」という視点も必要である。警察から提供された個人情報は、学校における生徒指導に資するためのものであり、生徒に対して不利益となる取扱いを行うためのものであってはならない。

また、学校から警察への情報提供は、原則として、児童・生徒に対して、十分な指導の積み重ねの上で行われるものであり、さらに警察の専門的知識が必要と判断される場合に限り行われるものである。また、警察に情報提供を行った場合も、警察との連携した指導は継続するものであり、児童・生徒に対する指導の責任は最後まで学校にあることは言うまでもない。

II-2 連携機関

[協定書]

(連携機関)

第3条 この協定において、連携を行う機関(以下「連携機関」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに横須賀市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署(以下「警察」という。)

本制度における「連携」とは、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携し、児童・生徒支援に活用することであり、基本的には、各学校と警察署が連携機関である。

II-3 連携の内容

[協定書]

(連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

連携機関は、相互に児童・生徒の氏名、学籍などの個人情報を提供し、連携して児童・生徒個々の支援活動を行うものとする。

連携機関は、本制度を効果的に運用するためにも、日頃から、様々な意見交換を行うなどの連携を図っておく必要がある。

II-4 連携の従事者及び取扱者

[協定書]

(連携の従事者及び方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

[実施要領]

(連携の従事者等)

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者(以下「校長等」という。)とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務(連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。)を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

1 連携の従事者

学校と警察との間で、情報の提供及び収集を行う者を連携の従事者という。

校長は、連携の従事者を、必要に応じてあらかじめ指定し、明確にしておくこと。所

管の警察署に対しても、通知しておくことが望ましい。

2 校長の役割

校長は、連携の従事者として情報の提供及び収集を行うとともに、本制度における個人情報管理の責任者として、連絡票の管理、保管、情報の利用等に関する事務を総括する。

3 校長等が不在の時の対応

常に、緊急の事態に備え、連絡の取れる体制を整えておくことは当然のことであるが、警察からの連絡時に、校長等が不在であった場合には、対応者は警察に校長等が不在であることを告げて、速やかに校長等に連絡を取り、校長等から改めて警察署に連絡するものとする。

4 取扱者

収集された情報の取扱者とは、事案に応じて必要な指導を行うために、情報の内容を把握しておく必要がある者で、校長が事案に応じて指定する。

指定できる範囲は、担任教諭、生徒指導担当教諭などが適当であり、必要最小限の範囲で指定するものとする。

5 警察における連携の担当者

警察における連携の担当者は、少年警察を担当する生活安全課長であり、平素から連携を確保しておく必要がある。

II-5 連携の方法

[協定書]

(連携の従事者及び方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

1 口頭又は文書による連絡

情報提供の方法は、原則として文書をもって行うこととする。しかし、緊急の場合は口頭で行うことができる。

2 電話による連絡

緊急の場合は、電話により提供をすることができる。しかし、その際は、相手方の確認を確実に行うものとする。

3 ファックスや電子メールによる提供の禁止

ファックスや電子メールなどは、誤信するおそれがあることから、使用を禁止する。

Ⅲ 情報収集について

Ⅲ-1 情報収集

[協定書]

(情報提供する事案)

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

(1) 警察から学校へ提供する事案

ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案

イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案

ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案

オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

1 基本的な考え方

警察からの情報提供は、犯罪を犯してしまった児童・生徒の立ち直りの支援が目的である。

収集した情報に基づき、学校が家庭や警察との連携により、必要な立ち直りのための支援を行うこととする。

2 警察から情報提供される事案

本制度により警察から提供される情報は、下記の事案である。

ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案

児童・生徒が、警察に逮捕された事案。または、児童相談所へ送致又は身柄通告された事案である。ただし、捜査未了や共犯者がいるなど、捜査上の理由等により、提供されない場合もある。

イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案

児童・生徒が暴走族や非行集団等に関わり、共同危険行為や犯罪行為、違法行為等を行っている事案

ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

児童・生徒が、暴行・傷害・恐喝、いじめ、薬物使用など、他者の生命、身体、財産、名誉等を害する行為を行っている、もしくはその可能性が顕著で未然防止のための連携が必要と判断される事案

エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案

児童・生徒を逮捕又は身柄通告するに至らない事案で、暴行、傷害、器物破壊、薬物使用、児童買春等の各種法令に違反する行為を繰り返している事実や、飲酒、喫煙、深夜徘徊等の不良行為を繰り返している事実、もしくはその可能性が顕著で未然防止のための連携が必要と判断される事案

オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

児童・生徒が、保護者等からの虐待を受けた場合、特定又は不特定の個人や集団から、その安全が脅かされ、保護や安全確保が必要と判断される事案、もしくはその可能性が顕著で未然防止のための連携が必要と判断される事案

3 不利益となる取扱いの禁止

本制度で行う情報の連携は、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のために実施するものであり、警察からの情報提供によって、懲戒処分を課すものではなく、立ち直りに向けた支援を行うものである。

Ⅲ-2 情報の内容

[協定書]

(情報提供の内容)

第6条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供については、その他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に係る指導状況に関する内容

1 情報収集の内容

- (1) 児童・生徒の氏名及び住所
- (2) 概要に関する内容
- (3) 警察で行った指導や措置

2 保護者への連絡状況

警察から収集した情報の内容は、保護者との連携による指導に資するため、保護者へ連絡することを原則としている。しかし、既に、警察において保護者に対して連絡がなされている場合は、学校から保護者に対して連絡をする必要はない。警察においては、神奈川県警察少年警察活動規程により、原則として、保護者に対して連絡をすることとなっている。警察から情報を収集するにあたっては、保護者への連絡の状況についても、確認をする必要がある。

Ⅲ-3 連絡票の作成

[実施要領]

(連絡票の作成及び保存期間)

第7条 警察から情報を収集する場合は、校長等は「健全育成を推進する連絡票（様式Ⅰ）」を作成することとし、同連絡票の保存期間は、原則として1年間（作成日の属する年度の翌年度末）とする。

1 収集連絡票の作成

本制度を実施していく上で、警察からの情報提供が口頭でなされた場合には、必ず「健全育成を推進する連絡票」を作成しなければならない。

なお、警察からの情報提供が警察の定める様式等の文書によって行われた場合においては、当該文書の受領をもって収集とし、「健全育成を推進する連絡票」は作成せず、当該文書を同連絡票とみなすことができる。

2 記載要領

- (1) 「発信・受信の別」
学校は、連絡票の受信を○で囲む。

- (2) 「発・受信年月日時」
収集した日時を記載する。
- (3) 「発信者」
提供した者の職・氏名を記載する。（警察署長名）
- (4) 「受信者」
収集した者の職・氏名を記載する。（学校長名）
- (5) 「児童生徒」
収集した事案に係る児童・生徒の氏名及び住所について分かる部分を記載する。
- (6) 「事案の概要」
収集した事案の概要を記載する。
- (7) 「学校が行った指導、あるいは、警察が行った指導、措置状況」
逮捕、身柄通告、補導など警察の行った指導や措置を記載する。
- (8) 関係当事者への連絡状況
本人への通知、保護者への連絡状況などについて記載する。

III-4 本人への通知

[実施要領]

(本人への通知)

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

1 基本的な考え方

警察から情報提供された場合は、収集した内容について本人に通知することを原則とする。

なお、小学校、ろう・養護学校の小学部に在籍する児童については、法定代理人である保護者に通知することとする。

学校は警察からの情報提供により、必要な指導や支援を開始することとなるので、本人への通知は指導の一環として当然行われるべきものである。

なお、本人への通知は口頭又は文書によるものとする。また、本人に対して通知した日時は、連絡票の「関係当事者への連絡状況」に記載しておくこと。

2 本人通知の時期

情報収集後、速やかに、本人通知を行うことを原則とするが、本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

III-5 保護者への連絡

[実施要領]

(保護者への連絡)

第6条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒の同意を得た上で保護者に連絡するものとする。ただし、警察から保護者へ既に当該情報の内容が連絡されている場合は、この限りでない。

警察から情報を収集した場合に、保護者や警察と協力した効果的な指導をするため、保護者と今後の指導方針などについての話し合いを行うことが必要であり、保護者への連絡は不可欠と言える。

保護者への連絡にあたっては、自己情報コントロール権の尊重という観点から、本人の同意が必要である。しかし、警察は原則として、児童・生徒を逮捕した場合などには保護者に連絡を行うこととしており、事案について学校から保護者に対して初めて連絡をするということは想定しがたい。

つまり、警察から、既に保護者に対して連絡がなされている場合は、学校から保護者に対しての連絡は、既に指導の範疇であり、この制度の外の行為として考えられるため、生徒の同意は必要としない。

警察から保護者に対して連絡がなされない場合とは、児童虐待等がある家庭で保護者に連絡することによって、児童・生徒の安全が脅かされる場合などが想定できるが、このような場合は、学校においても保護者に対して連絡をする必要はない。

III-6 教育委員会への報告

[実施要領]

(教育委員会への報告)

第8条 警察から情報を収集した場合は、校長は、「健全育成を推進する連絡票」により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

教育委員会への報告にあたっては、様式 I に「健全育成を推進する連絡票（写し）」を添付し、支援教育課へ提出する。

IV 情報提供について

IV-1 情報提供

[協定書]

(情報提供する事案)

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

(2) 学校から警察へ提供する事案

ア 犯罪行為等に関する事案

イ いじめ、児童虐待等に関する事案

ウ 非行集団に関する事案

エ 薬物等に関する事案

オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

[実施要領]

(情報提供)

第9条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合

(2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

1 基本的な考え方

学校内における児童・生徒の問題は、学校が全力をあげて必要な支援や指導を行うとともに、家庭や地域等と連携して解決を図り、関係児童・生徒の健全育成をめざすことを基本としている。

学校が警察に情報提供する場合は、協定書に規定した情報提供する事案に該当し、かつ実施要領に規定する「警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果がある」「児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす」のいずれかに該当すると、校長が判断した場合に限るものとする。

警察への相談や情報提供にあたっては、保護者とも連携しつつ、当該児童・生徒に対する事案に応じた必要な指導を繰り返し行い、その結果を踏まえて、児童・生徒本人及び保護者とともに警察へ相談することが望ましい。

しかし、学校が必要と認めた場合には、児童・生徒本人の意思によることなく、警察に対して情報を提供することとし、学校、家庭、警察が連携して継続した指導、支援に努めることとする。

なお、被害の届け出、刑事訴訟法の告発及び事件に関する相談については、本制度外での事案である。

2 学校が情報提供する事案

学校が警察へ情報提供する場合は、協定書第5条2号と実施要領第9条がともに満たされる事案である。

○協定書第5条第2号

ア 犯罪行為等に関する事案

児童・生徒が、暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物破壊等の犯罪行為により、他者もしくは自己の生命・身体・財産・名誉等を害する事案。また、飲酒、喫煙などの不良行

為を繰り返している場合。

イ いじめ、児童虐待等に関する事案

児童・生徒が、いじめや暴力行為など、他の児童・生徒や職員に傷害や心身の苦痛を与えたり、児童・生徒がいじめの被害に遭う事案。

また、児童・生徒が保護者等からの虐待を受けた事案。

ウ 非行集団に関する事案

児童・生徒が、暴走族や非行集団等に関わり、共同危険行為や犯罪行為、違法行為等を行っている事案。

エ 薬物等に関する事案

児童・生徒が、薬物等を所持・使用したり、児童買春等に関わったりするなど、自らの尊厳を傷つけ、その身体や生命を損なう行為を行った事案。もしくはその可能性が顕著で未然防止のため連携が必要と判断される場合。

オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

児童・生徒が、特定ないしは不特定の個人や集団等から、その安全を脅かされ、保護や安全確保が必要な状況におかれた事案。もしくはその可能性が顕著で事態回避のために連携が必要と判断される場合。

児童・生徒が、その行動または環境に照らして、犯罪の被害に遭うおそれが顕著な場合であって、その未然防止のため連携が必要と判断される場合。

○実施要領第9条

(1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合

学校現場のみでは対応が困難で、警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による支援や指導を得ることで効果のある場合など。

(2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

暴力行為などにより、他の児童・生徒を精神的、身体的に圧迫し、登校が困難になる、あるいは正常な授業が受けられないなどの健全な生活を脅かす場合など。

また、自己の徳性を害する行為を続けることにより、自己の心身に重大な悪影響を及ぼす場合など。

IV-2 情報の内容

[協定書]

(情報提供の内容)

第6条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供については、その他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に係る指導、措置状況に関する内容

情報提供の内容

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所、生年月日、学年組まで
- (2) 当該事案の概要
- (3) 当該事案に関して学校が行った指導状況

IV-3 連絡票の作成

[実施要領]

(連絡票の作成及び保存期間)

第11条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「健全育成を推進する連絡票（様式Ⅱ）」を作成することとし、同連絡票の保存期間は、原則として1年間（作成日の属する年度の翌年度末）とする。

2 情報を、文書により提供する場合は、「健全育成を推進する連絡票」によるものとする。

1 提供連絡票の作成

警察へ情報を提供する場合は「健全育成を推進する連絡票」を作成する。

2 記載要領

- (1) 「発信・受信の別」
学校は、連絡票の発信を○で囲む。
- (2) 「発・受信年月日時」
提供した日時を記載する。
- (3) 「発信者」
提供した者の職・氏名を記載する。（学校長名）
- (4) 「受信者」
収集した者の職・氏名を記載する。（警察署長名）
- (5) 「児童生徒」
収集した事案に係る児童・生徒の氏名及び住所・学年組について記載する。
- (6) 「事案の概要」
収集した事案の概要を記載する。
- (7) 「学校が行った指導、あるいは、警察が行った指導、措置状況」
学校が行った指導状況を記載する。
- (8) 関係当事者への連絡状況
本人への通知、保護者への連絡状況などについて記載する。

IV-4 本人への通知

[実施要領]

(本人への通知)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

1 基本的な考え方

警察に情報を提供する場合は、提供する内容について本人に通知することを原則とする。

なお、小学校、ろう・養護学校の小学部に在籍する児童については、法定代理人である保護者に通知することとする。

警察への情報提供は、学校が家庭との連携による繰り返しの指導が基本となっており、指導の中で警察への相談を検討し、本人の意向がない場合、学校から警察へ情報提供を行うものであり、本人への通知は指導の中で行われることが望ましい。

なお、本人への通知は口頭又は文書によるものとする。また、本人に対して通知した日時は、連絡票の「関係当事者への連絡状況」に記載しておくこと。

2 本人通知の時期

情報提供前に本人通知を行うことを原則とするが、本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

なお、緊急の場合は、情報提供後、速やかに本人への通知を行う。

IV-5 教育委員会の協議

[実施要領]

(教育委員会の協議)

第12条 校長は、警察へ情報を提供する場合は、提供連絡票により、事前に教育委員会の協議に付さなければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない必要がある場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長は、情報提供後「健全育成を推進する連絡票」により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

1 報告

協定書の第5条第2号に定める「学校から警察へ提供する事案」については、情報を提供するにあたって、事前に教育委員会に報告するものとする。

2 学校教育課との調整

校長は、情報提供にあたっては、学校教育課との十分な事前調整を行なうこととする。

3 報告方法

教育委員会への報告にあたっては、様式Ⅱに「健全育成を推進する連絡票（写し）」を添付し、学校教育課へ提出する。

4 教育委員会での協議

(1) 教育委員会は、「実施要領」に基づいて、校長から報告があった場合、学校教育部長、支援教育課長、主査指導主事、担当指導主事で構成される検討会議において、当該事案の情報提供について早急に協議を行うものとする。

(2) 教育委員会は協議をする際、必要に応じて、校長から直接に事案の概要について聴取を行うものとする。

(3) 教育委員会は、情報提供する事案が、協定書及び実施要領の要件を満たしたものであり、かつ、情報提供の範囲が提供事案に係る個人情報のみが必要最小限であることを確認した上で、情報提供の適否を判断し、教育長へ報告する。

(4) 教育委員会は、情報提供内容について、校長に対して必要な指導や助言を行う。校長は教育委員会との協議の結果を踏まえて、警察への情報提供を行うものとする。

5 情報提供後の報告

実施要領第12条第3項により、教育委員会への報告を行う場合は様式Ⅲに「健全育成を推進する連絡票（写し）」を添付し、学校教育課へ提出する。

V 個人情報保護の徹底

V-1 秘密の保持

<p>[協定書]</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第8条 連携機関は、収集した情報について、次の通り取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 秘密の保持を徹底する。(2) 情報収集した文章の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文章は確実に破棄する。(3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。
--

収集した情報について、秘密保持を徹底し、たとえ学校内の教職員であっても、連携の従事者または取扱者以外に、情報を漏らしてはならない。

また、本制度における情報は、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とするものであり、その他の目的のために利用してはならない。

V-2 連絡票の管理の徹底

<p>[協定書]</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第8条 連携機関は、収集した情報について、次の通り取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 秘密の保持を徹底する。(2) 情報収集した文章の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文章は確実に破棄する。(3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。
--

1 連絡票の管理

連絡票をパソコンなどで作成する際には、データをパソコン本体や電子媒体に保存してはならない。連絡票は教育委員会へ報告する場合以外は複写してはならない。

連絡票は写しを、教育委員会への報告文書に添付する。

連絡票及び起案文書は、校長が直接管理するものとし、鍵の掛かるロッカーなどに厳重に保管する。

2 連絡票の保存期間

連絡票及び上記起案文書の保存期間は1年間とし、作成日の属する年度の翌年度末にシュレッダーなどで破碎し、確実に廃棄する。

V-3 制度の検証

[協定書]

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

1 検証

教育委員会は警察本部と連携し、年度毎に、情報提供及び情報収集した事案について、本制度が適正に運用されているかどうかの検証を行う。

2 指導状況及び指導結果の報告

教育委員会は、必要に応じて、情報提供及び情報収集した事案について、該当する校長に対して、その後の指導状況及び指導結果などについて報告を求めることができる。

(様式Ⅰ)

年 月 日

横須賀市教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校・警察との連携制度に係る収集事案について（報告）

標記の件について、学校と警察との相互連携に係る実施要領第 8 条により、報告いたします。

(様式Ⅱ)

年 月 日

横須賀市教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校・警察との連携制度に係る提供事案について（協議）

標記の件について、学校と警察との相互連携に係る実施要領第 1 2 条により、協議いたします。

(様式Ⅲ)

年 月 日

横須賀市教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校・警察との連携制度に係る提供事案について（報告）

標記の件について、学校と警察との相互連携に係る実施要領第 1 2 条第 3 項により、報告いたします。

健全育成を推進する連絡票

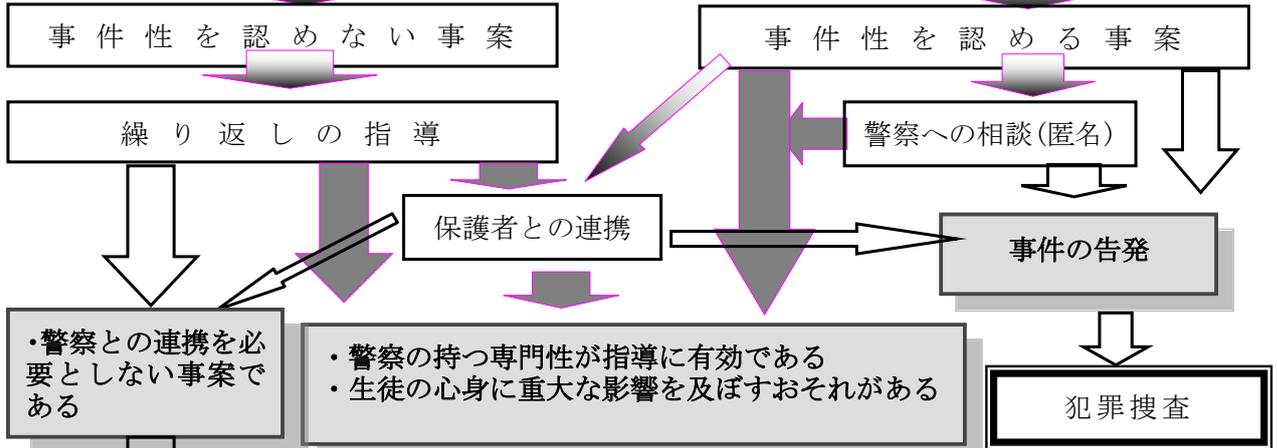
発信・受信の別	発信 ・ 受信			※いずれかを○で囲む。		
発・受信年月日時	平成	年	月	日 ()	時	分
発信者	職・氏名 校長		<input type="checkbox"/> 学校・警察署 電話 046- -			
受信者	職・氏名 署長		学校・ <input type="checkbox"/> 警察署 電話 046- -			
児童生徒	氏名					
	生年月日					
	住所					
	学年		組			
事案の概要						
学校が行った指導						
関係当事者への連絡状況						

学校警察連携制度 学校から警察への提供事案

児童・生徒の非行・犯罪被害(情報提供事案に該当するもの)

- ア 犯罪行為等に関する事案
- イ いじめ、児童虐待等に関する事案
- ウ 非行集団に関する事案
- エ 薬物等に関する事案
- オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

事案の認知



学校等での
支援活動

教育委員会での協議

本人及び保護者への通知、提供連絡票の提出
情報取扱者の選定

連携制度の開始

学校と警察との協議

- 指導の方針、方法について
- 警察の協力、連携した支援について
- 少年サポートチーム活動等関係機関との連携の必要性の判断 など

支援活動の開始

学校

- ・ 本人への継続指導
 - ・ 保護者と連携した指導
 - ・ 生活環境の改善
 - ・ 校内生活の正常化
 - ・ 規範意識の醸成
- など

連携した支援

- ・ 非行防止教室の開催
 - ・ 警察官、少年相談員等の学校訪問
 - ・ スクールサポーターと連携した校内パトロール
 - ・ サポートチーム活動
- など

警察・少年相談・保護センター

- ・ 本人・保護者への助言、指導
- ・ 継続支援
- ・ 被害生徒に対するカウンセリング
- ・ 非行集団からの離脱活動
- ・ パトロール強化など